

協会けんぽ説明会動画に関する質問への回答について

【質問およびその回答（一部抜粋）】※協会けんぽの動画に関する質問に限ります。

Q1.健康保険証が令和7年12月2日から使用できなくなるため、マイナ保険証を持っていない従業員には資格確認書が送られてくるとのことだが、いつ頃届くのか。

A1.健康保険証をお持ちであって、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない、協会けんぽ神奈川支部加入の方には、令和7年8月から順次、従業員様のご自宅へ資格確認書をお送りします。

Q2.マイナンバーカードはそもそも安全なのか。マイナンバーを知られることで悪用されることはないのか。

A2.マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療費情報は入っていないため、マイナンバーカードだけで個人情報の特定はできません。また、マイナンバーを第三者に知られても各種手続きは顔認証や暗証番号入力等の本人確認を必ず行うこととなっているため、第三者が代わりに各種手続きを行うことはできません。